

秋田市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第25号

秋田市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市公害防止条例施行規則（平成9年秋田市規則第45号）の一部を次のように改正する。

別表第3の附表第1中「六価クロム0.5ミリグラム」を「六価クロム0.2ミリグラム」に改め、別表第3の附表第2中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に、「1立方センチメートルにつき3,000個」を「1ミリリットルにつき800コロニー形成単位」に改める。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。ただし、別表第3の附表第2の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。